

鳥取県世界どこでもビジネス特派員配置運營業務審査委員会設置要綱

(趣旨及び目的)

第1条 鳥取県世界どこでもビジネス特派員配置運營業務（以下「本業務」という。）に係る公募型プロポーザルの企画提案、又は委託契約更新に対する審査等を行うため、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項に基づき鳥取県世界どこでもビジネス特派員配置運營業務審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員5名で構成する。

- 2 委員は、前条に関する審議事項に関し、知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、任命した年度の年度末までとする。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 本業務に係る調達公告で示された評価項目に基づき、企画提案書を評価して最優秀提案者の決定及び企画提案者の順位付けを行う。
- (2) 現委託先の委託契約更新に係る実績評価及び次年度契約更新の可否を審査する。

(委員長)

第4条 鳥取県商工労働部経済産業振興監を委員長とする。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、鳥取県商工労働部長が召集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 最優秀提案者の決定は、本業務に係る調達公告で示された評価項目による委員審査の合計点で決する。ただし、最高得点獲得者が複数いるときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、鳥取県商工労働部通商物流課において処理する。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第8条 この要項に定めのない事項については、鳥取県商工労働部長が別に定める。

附則
この要綱は、令和5年2月6日から施行する。